

中ノ森山風力合同会社「(仮称) 中ノ森山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年3月4日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 中ノ森山風力発電事業環境影響評価準備書」について、中ノ森山風力合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所 : 福島県双葉郡葛尾村及び浪江町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 24,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年8月1日
環境大臣意見受理	令和元年10月15日
経済産業大臣意見発出	令和元年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年1月14日
住民意見の概要等受理	令和2年3月16日
福島県知事意見受理	令和2年6月3日
経済産業大臣勧告発出	令和2年7月10日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和3年6月10日
住民意見の概要等受理	令和3年8月13日
福島県知事意見受理	令和4年1月13日
環境大臣意見受理	令和4年1月21日
経済産業大臣勧告発出	令和4年3月4日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関との連携及び地域住民等への説明

本事業の実施による環境影響の程度や環境保全措置の内容等について、関係する地方公共団体や地域住民等へ説明するとともに、意見聴取等の機会を十分に確保した上で、事業を進めること。また、避難中の住民への説明・意見聴取等については、関係機関と十分に連携・協議の上、実施すること。また、周辺住居ごとの居住状況や帰還の方向性等の情報の把握に努めること。

さらに、福島県内においては、国等による除染事業、中間貯蔵施設事業、廃棄物処理事業等の大規模事業が行われているため、工事の実施に際しては、国等の関係機関と十分に協議・調整を行った上で、事業を進めること。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を開示し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

カ 風力発電設備の騒音、影の影響及びカラ類等、鳥類の生息調査を事後調査項目に追加すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

## 2. 各論

### (1) 植物に対する影響

本準備書における調査、予測及び評価においては、本事業の実施による改変区域を一部踏査できていない箇所がある。このため、工事実施前に改変区域内を再度踏査し、重要な種が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえて、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。また、この踏査の実施について事後調査計画に位置付けるとともに、調査結果については事後調査報告書に記載し、公表すること。

### (2) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う発生土や伐採木等の廃棄物（以下「発生土等」という。）は、本事業等の中で再利用し、残土については対象事業実施区域内から搬出しないこと、廃棄物については再利用が困難な場合は適正に処理することとする計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用等を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

#### ア 発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

#### イ 発生土等の運搬・一時保管・処理

発生土等を運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。また、ヤード等における一時的な保管時や残土処理時において、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他の措置により、周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

#### ウ 廃棄物の処分

廃棄物を処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で運搬、処分等を実施すること。

### (3) 放射線の量

対象事業実施区域及びその周辺においては、空間線量率が比較的高い区域が存在することから、工事実施前の空間線量率の測定・把握を行った上で、工事を実施する際には、必要に応じ、放射性物質の飛散・流出を防止するための環境保全措置を講ずること。

また、事後調査においては、工事実施前に空間線量率を測定した地点において空間線量率を測定し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。